

# 中小企業退職金共済補助金 対象期間早見表

- 交付期間は、契約した月から**60か月間**です。
- 今年度の補助対象は、**令和5年1月～12月**に支払われた掛金です。

※平成30年に契約された方 ……平成30年2月以降に契約された方の掛金が補助対象です。  
 ※平成30年1月契約の方については、令和4年中に60か月（交付期間）が終了しているため。  
 ※令和元年～令和4年に契約された方 ……令和5年1～12月の全ての掛金が補助対象です。  
 ※令和5年から新規に契約された方 ……契約月の掛金から補助対象です。

		契約月												
		1月	2月	3月	4月	5月	6月	7月	8月	9月	10月	11月	12月	
補助対象 (掛金を支払った月)	契約1年目 (R5契約)	1月												
		2月												
		3月												
		4月												
		5月												
		6月												
		7月												
		8月												
		9月												
		10月												
		11月												
		12月												
	契約2年目 ～4年目 (R1～R4契約)	1月 ～ 12月	全て補助対象											
	契約5年目 (H30契約) ※補助金交付 最後の年	1月												
		2月												
		3月												
		4月												
		5月												
		6月												
		7月												
		8月												
		9月												
		10月												
		11月												
		12月												

例「令和5年7月」に契約された方  
 ⇒今回の補助対象は、「令和5年7月～12月分」の掛金です。

例：「平成30年1月」に契約された方  
 ⇒令和4年中に60か月（交付期間）が終了しているため、  
 今回から対象外です。

例：「平成30年8月」に契約された方  
 ⇒今回の補助対象は、「令和5年1月～7月分」の掛金です。